

日曜日に窓口を開設

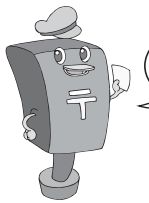


西宮税務署で

2/22 3/1

西宮税務署は、2月22日、3月1日の日曜日にも、確定申告の相談、申告書の受付を行います(通常、窓口は土・日曜、祝日は開設していません)。この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

所得税の確定申告書



郵送でも受け付けます

確定申告期間中、所得税の申告書は郵送などでも提出できます。国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp/)で確定申告書が作成できますので、ご利用ください。

《郵送による受付》

申告書に必ず住所を記入し、所得から控除される生命保険料の証明書や源泉徴収票など各種書類を必ず添付して、西宮税務署個人課税部門へ送付してください。申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手を張った返信用封筒を同封してください。

《インターネットによる受付》

「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」に登録すれば、インターネットを利用して申告・納税などが行えます。なお、利用するには、事前に居住地の市町村で住民基本台帳カードの交付申請を行い、公的個人認証サービスによる「電子証明書」を取得する必要があります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

【e-Taxで行うことができる手続き】①所得税・消費税・法人税の申告 ②すべての国税の納税 ③青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出など

●市県民税の申告受付会場●

会場	開設期間(土・日曜を除く)	受付時間
市役所本庁舎(2階)	2月16日(※)～3月16日	午前9時～午後5時半
塩瀬支所	※「住宅ローン控除の申告」は、1月26日から市役所本庁舎で受け付けています	
山口支所	2月16日～3月6日(山口中央公園内の仮設庁舎)	午前9時半～正午と午後1時～4時半
甲東支所	2月18日～2月20日	
瓦木支所	2月23日～2月25日	午後1時～4時半
鳴尾支所	2月26日～3月3日	

会場へは電車・バスなどでお越しください

所得税

申告は西宮税務署へ

所得税では、納税者が1年間の所得金額と税額を正しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と税額を計算し、3月16日までに西宮税務署へ申告と納税をしてください(納付書は税務署、金融機関にあります)。

①事業所得や不動産所得などのある人で、昨年中の所得の合計額から控除合計額を差し引き、その残額をもとにして計算した税額が、配当控除額よりも多い人
②給与所得者で、給与の年収が2000万円を超える人、2力所以上から給与を受けている人など

なお、この確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

医療費控除などは還付申告を

給与所得者や公的年金等の受給者など所得税を源泉徴収され

事業所得など申告は「青色」で

事業所得や不動産所得のある人は、青色申告をすることにより、さまざまな特典を受けることができます。3月16日までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出すると、平成21年分以降

問合せ先 申告書の提出先

所得税：西宮税務署個人課税部門

(T0602)085585 江上町3-35(0798)343930

市県民税：市民税グループ(市役所本庁舎2階)

(T0602)085677 六湛寺町10-3(0798)353297

消費税

申告・納税は3月31日までに

た人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける人、退職して年末調整を受けていない人は確定申告をすると税金が還付される場合があります。還付申告(2月15日以前でも受付)は、確定申告の手続きなどを参考に簡単に記入できます。

申告は、1月1日にお住まいの市町村へ

平成21年1月1日現在、市内在住で次の条件に該当する人は、市県民税の申告をしてください(所得税の確定申告をする人は、この申告をする必要はありません)。

①昨年中の合計所得金額が33万円を超える人
②給与所得者で、(ア)勤務先から給与支払報告書が提出されない人、(イ)昨年中に退職または失業し、平成21年1月1日現在未就職の人、(ウ)雑損控除や医療費控除などを受けようとする人
③昨年中の所得が公的年金などの所得のみ人で、支払者に扶養親族等申告書により届け出をしていない控除以外の所得控除を受けようとする人(社会保険

市県民税

申告は市民税グループ、各支所へ

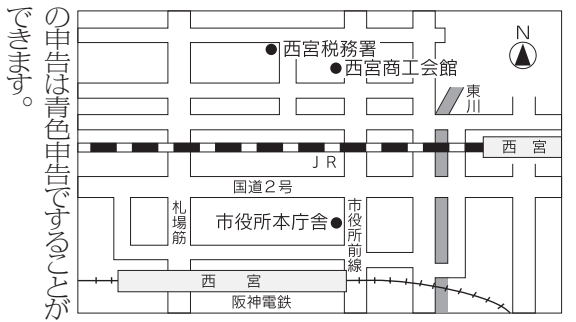
市は、市民税グループと各支所で、平成21年度の個人市県民税申告および市県民税の「住宅借入金等特別控除」などの申告を受け付けます。受付日程は左下表のとおりです。

なお、国民年金保険料の納付額等は、西宮社会保険事務所(0798・33・2941)へお問い合わせください。

住宅ローン控除、寄附金税額控除も申告を

市県民税の「住宅借入金等特別控除(以下、住宅ローン控除という)」「または「寄附金

市県民税の住宅ローン控除について、住宅を購入するなどにして平成11年から18年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人のうち、除額がある人を対象に、申告により市県民税から控除します



の申告は青色申告です(※)が、申告は、市民税グループ、各支所へ

平成20年分所得税 確定申告会場

お近くの会場で提出できます



西宮税務署は、税務署以外で申告書の作成相談に応じる「確定申告会場」を開設しています。各会場の対象・開設期間などは下表のとおりです。申告書の提出もできますので、ぜひご利用ください。なお、混雑時は入場制限を行う場合があります。問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

<税務署以外の確定申告会場>

対象	開設期間(土・日曜、祝日を除く)
◆西宮商工会館会場(櫛塚町2-20)	
給与所得者、公的年金等の受給者 ※「住宅借入金等特別控除」を受ける人は税務署で申告を	3月16日までの午前9時～午後4時
◆アピア会場(阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階)	
還付申告をする人(医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける人)	2月13日までの午前9時半～午後4時
給与・公的年金・事業・不動産・譲渡所得者などすべての人	時間はいずれも午前9時半～午後4時(正午～午後1時を除く) ①2月16日～27日 ②3月2日～6日…この期間は完成した申告書の受付のみ。相談は行いません

会場へは電車・バスなどでお越しください